

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国保険法」の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈（二）
（法積[2013]14号として2013年5月31日公布、同年6月8日施行）

保険契約紛争事件を正しく審理し、当事者の適法な權益を確実に維持・保護するため、「中華人民共和国保険法」、「中華人民共和国契約法」及び「中華人民共和国民事訴訟法」等の法律の規定に基づき、裁判の実践を併せ考慮して、保険法における保険契約の一般規定に関する部分に関連する法律適用の問題について次のとおり解釈する。

第 1 条 財産保険に関し、異なる保険契約者が同一の保険の目的についてそれぞれ付保している場合において、保険事故の発生後に被保険者がその被保険利益の範囲内で保険契約に基づき損害填補を主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 2 条 人身保険に関し、保険契約者が被保険者に対し被保険利益を有しないことにより保険契約が無効となった場合において、相応の手数料を差し引いた後の保険料を保険者は返還するよう保険契約者が主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 3 条 保険契約者又は保険契約者の代理人が保険契約を締結した際に自ら署名又は押印せず、保険者又は保険者の代理人が代わりに署名又は押印した場合には、保険契約者に対し効力を生じない。但し、保険契約者が既に保険料を納付した場合には、代わりに署名又は押印をした行為に対する保険契約者の追認とみなす。

保険者又は保険者の代理人が代わりに保険書類に記入した後に保険契約者の署名又は押印による確認を経た場合には、代わりに記入された内容は保険契約者による真実の意思表示とみなす。但し、保険者又は保険者の代理人に保険法第 116 条又は第 131 条の関連所定事由が存在することを証明する証拠がある場合を除く。

第 4 条 保険者が保険契約者から提出された加入申込書を受領し、かつ、保険料を受け取ったが、保険を引き受けるか否かの意思表示を未だしていない場合において、保険事故が発生し、被保険者又は受益者が保険者に対して保険契約に従い損害填補又は保険金給付の責任を負うよう請求したときは、保険の引受条件に適合するものについては、人民法院はこれを支持しなければならないが、保険の引受条件に適合しないものについては、保険者は保険責任を負わないが、既に受け取った保険料を返還しなければならない。

保険者は、保険の引受条件に適合しないと主張する場合には、挙証責任を負わなければならない。

第 5 条 保険契約締結時において、保険契約者が明らかに知っていた、保険の目的又は被保険者に関する状況は、保険法第 16 条第 1 項所定の、保険契約者が「真実のとおり告知しなければならない」内容に該当する。

第 6 条 保険契約者の告知義務は、保険者が質問した範囲及び内容に限られる。当事者に質問の範囲及び内容について争いがある場合には、保険者は、挙証責任を負う。

保険契約者が加入申込書質問表に掲げられる包括的条項についての真実告知義務に

違反したことを理由に、保険者が契約の解除を請求した場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、当該包括的条項が具体的な内容を有する場合を除く。

第7条 保険者が保険契約者による真実告知義務の不履行を保険契約成立後に知り、又は知るべきでありながら、なお保険料を受け取り、さらに保険法第16条第2項の規定により契約の解除を主張した場合には、人民法院は、これを支持しない。

第8条 保険者が契約解除権を行使することなく直ちに保険法第16条第4項又は第5項所定の事由の存在を理由に損害填補を拒否した場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、当事者が損害填補拒否の件及び保険契約の存続について別途合意した場合を除く。

第9条 保険者が提供したフォーム契約書における責任免除条項、免責額、免責率又は比例填補若しくは比例給付等の保険者の責任を免除又は軽減する条項については、保険法第17条第2項所定の「保険者の責任を免除する条項」と認定することができる。

保険契約者又は被保険者による法定又は約定の義務に対する違反により保険者が契約解除権を享有する旨の条項は、保険法第17条第2項所定の「保険者の責任を免除する条項」に該当しない。

第10条 保険者が法律及び行政法規における禁止規定の事由を保険契約免責条項の免責事由とし、保険者が当該条項について注意喚起を行った後に、保険契約者、被保険者又は受益者が保険者による明確説明の義務の不履行を理由に当該条項が効力を生じないと主張した場合には、人民法院は、これを支持しない。

第11条 保険契約締結時に、保険者が加入申込書又は保険証券等その他の保険証券において、保険契約における保険者の免責条項に対し、保険契約者の注意を引くに足りる文字、字体、記号又はその他の目立つ表示をもって注意喚起を行った場合には、人民法院は、保険者が保険法第17条第2項所定の注意喚起義務を履行したと認定しなければならない。

保険者が保険契約における保険者の免責条項に関係する概念、内容及びその法的効果について、書面又は口頭の形式で、保険契約者に対し、一般の人が理解することができるような説明を行った場合には、人民法院は、保険者が保険法第17条第2項所定の明確説明の義務を履行したと認定しなければならない。

第12条 インターネット、電話等の方式を通じて締結された保険契約について、保険者がウェブページ、音声又は映像等の形式をもって、保険者の免責条項に対し注意喚起及び明確な説明を行った場合には、人民法院は、保険者が注意喚起及び明確説明の義務を履行したと認定することができる。

第13条 保険者は、自身が明確説明の義務を履行したことについて挙証責任を負う。

保険者が本解釈第11条第2項の要求に適合する明確説明の義務を履行したことに付いて、保険契約者が関係文書に署名し、押印し、又はその他の形式をもって確認した場合には、保険者が当該義務を履行したと認定されなければならない。但し、保険者による明確説明の義務の不履行を証明する証拠が別途ある場合を除く。

第14条 保険契約に記載された内容が一致しない場合には、次に掲げる規則に従い認定する。

(一) 加入申込書と保険証券又はその他の保険証券とが一致しない場合には、保険証券を基準とする。但し、一致しない状況につき保険者による説明を経て、かつ、保険契約者の同意を経た場合には、保険契約者が署名・受領した保険証券又はその他の保険

証書に明記された内容を基準とする。

- (二) 非フォーム約款とフォーム約款とが一致しない場合には、非フォーム約款を基準とする。
- (三) 保険証書に記載された日時が異なる場合には、作成時期が後であるものを基準とする。
- (四) 保険証書に手書き及び印刷の 2 種類の形式が存在する場合には、双方が署名し、押印した手書き部分の内容を基準とする。

第 15 条 保険法第 23 条所定の 30 日の査定期間は、保険者が初めて保険金請求並びに保険契約者、被保険者又は受益者から提供された関係証明及び資料を受領した日から起算しなければならない。

保険契約者、被保険者又は受益者による関係証明及び資料の補充提供に係る期間を控除するよう保険者が主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。控除期間は、保険者が保険法第 22 条の規定に基づき行った通知が保険契約者、被保険者又は受益者に到達した日から、保険契約者、被保険者又は受益者が通知の要求に従い補充提供した関係証明及び資料が保険者に到達した日までとする。

第 16 条 保険者は、自己の名義で保険代位求償権を行使しなければならない。

保険法第 60 条第 1 項の規定に基づき、保険者による代位求償権の訴訟時効期間は、保険者が代位求償権を取得した日から起算しなければならない。

第 17 条 保険者がその提供した保険契約のフォーム約款において非保険用語に対し行った解釈が専門的意味に合致している場合、又は専門的意味に合致していないものの保険契約者、被保険者若しくは受益者に有利である場合には、人民法院は、これを承認しなければならない。

第 18 条 行政管理部門が法律の規定により作成した交通事故認定書、火災事故認定書等について、人民法院は、法により審査し、かつ、その相応する証明力を確認しなければならない。但し、相反する証拠があり、覆すことができる場合を除く。

第 19 条 保険事故の発生後に、被保険者又は受益者が保険者を提訴した場合において、被保険者又は受益者が第三者に責任負担を要求しなかったことを理由に、保険者が保険責任を負わない旨の抗弁をしたときは、人民法院は、これを支持しない。

財産保険事故の発生後に、被保険者がその蒙った損失につき第三者から賠償を取得した後の不足部分について訴えを提起し、保険者に損害填補を請求した場合には、人民法院は、これを法により受理しなければならない。

第 20 条 保険会社が法により設立し、かつ、営業許可証を取得している分支機構は、「中華人民共和國民事訴訟法」第 48 条所定のその他の組織に該当し、保険契約紛争事件の当事者として訴訟に参加することができる。

第 21 条 本解釈施行後になお最終審が未了である保険契約紛争事件については、本解釈を適用する。本解釈施行前に既に最終審を経ており、当事者が再審を申し立て、又は裁判監督手続に従い再審が決定された事件については、本解釈を適用しない。

（法令原文名称：关于适用《中华人民共和国保险法》若干问题的解释（二））